

福岡県公報

平成23年3月11日
第 3 2 2 9 号

目 次

告 示 (第424号 - 第438号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事	
前届出	(漁業管理課) 1
漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課) 1
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 5
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)10
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)10
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)10
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)11
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)11
道路の区域の変更	(道路維持課)11
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)11
道路の区域の変更	(道路維持課)12
道路の供用の開始	(道路維持課)12
公 告	
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)12
一般競争入札の実施	(県民情報広報課)13
公安委員会	

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活環境課)15
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活環境課)15
雑 報	
平成21年度福岡県市町村職員共済組合の決算の報告 (市町村支援課)16

告 示

福岡県告示第424号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号。以下「令」という。) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号。以下「法」という。) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成23年3月11日から同年3月25日までの間縦覧に供する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
北九州市小倉北区大字馬島 北九州市小倉北区大字馬島125 北九州市小倉北区大字馬島152番 地	前田 幸一 岩本 末房 西田 義治	馬島	北九州市漁業協同組合

福岡県告示第425号

漁業共済の加入区の設定 (平成17年6月福岡県告示第1143号) の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令 (昭和39年政令第293号) 第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

表中

福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業（以下「小型底びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業（以下「小型船びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって小型底びき網漁業及び小型船びき網漁業以外のもの（以下「小型一般漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営むいわし揚繰網漁業（以下「いわし揚繰網漁業」という。）及び漁業法に定める第二種共同漁業のうち小型定置網漁業（以下「小型定置網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む二双吾智網漁業（以下「二双吾智網漁業」という。）

を

福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業（以下「小型底びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業（以下「小型船びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって小型底びき網漁業及び小型船びき網漁業以外のもの（以下「小型一般漁業」という。）及び漁業法に定める第二種共同漁業のうち小型定置網漁業（以下「小型定置網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む二双吾智網漁業（以下「二双吾智網漁業」という。）

に、

加布里加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
船越加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型一般漁業
		いわし揚繰網漁業及び小型定置網漁業

		二双吾智網漁業	を
岐志新町加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区	小型一般漁業	
		二双吾智網漁業	
姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区	小型一般漁業	
		小型定置網漁業	

加布里加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業及び 小型一般漁業	に、
船越加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業	
		小型一般漁業及び小型 定置網漁業	
		総トン数10トン以上100 トン未満の漁船により 営むいわし揚繰網漁業 (以下「いわし揚繰網漁業」という。)及び 二双吾智網漁業	
岐志新町加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小 型船びき網漁業及び小 型一般漁業	
		二双吾智網漁業	
姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小 型一般漁業及び小型定 置網漁業	

西浦加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧西浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
		いわし揚繰網漁業及び 小型定置網漁業	
		二双吾智網漁業	

唐泊加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧唐泊漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
		いわし揚繰網漁業及び 小型定置網漁業	
		二双吾智網漁業	

西浦加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧西浦漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小 型一般漁業及び小型定 置網漁業	に、
		二双吾智網漁業	
唐泊加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧唐泊漁業協同組合の地区	小型一般漁業及び小型 定置網漁業	
		二双吾智網漁業	

福岡加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	を
		小型一般漁業	
奈多加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧奈多漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業	
		小型一般漁業	
		小型定置網漁業	

福岡加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業及び 小型一般漁業	に、
奈多加入区	福岡市漁業協同組合の地区の うち 旧奈多漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小 型一般漁業及び小型定 置網漁業	

津屋崎加入区	宗像漁業協同組合の地区の うち 旧津屋崎漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
--------	-------------------------------------	--------	---

津屋崎加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	に、
神湊加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧神湊漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
神湊加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧神湊漁業協同組合の地区	小型一般漁業及び小型定置網漁業	に、
鐘崎加入区	鐘崎漁業協同組合の地区	<p>総トン数10トン以上100トン未満の漁船により主としてまき網を使用してしいらを捕ることを目的とする漁業（以下「しいらまき網漁業」という。）</p> <p>一般まき網漁業</p> <p>西町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p> <p>中町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p> <p>北町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p>	を

		<p>千代川区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p> <p>京泊西区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p> <p>京泊東区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p>	に、
鐘崎加入区	鐘崎漁業協同組合の地区	<p>総トン数10トン以上100トン未満の漁船により主として延縄を使用してふぐを捕ることを目的とする漁業（以下「ふぐ延縄漁業」という。）及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により主としてまき網を使用してしいらを捕ることを目的とする漁業（以下「しいらまき網漁業」という。）</p> <p>一般まき網漁業</p> <p>総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であってふぐ延縄漁業、しいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの</p>	に、

		小型船びき網漁業及び 小型一般漁業
--	--	----------------------

岩屋加入区	岩屋漁業協同組合の地区	小型一般漁業
脇田加入区	脇田漁業協同組合の地区	小型一般漁業
脇之浦加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧脇之浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業
馬島加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業
藍島加入区	藍島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業

を

岩屋加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧岩屋漁業協同組合の地区	小型一般漁業
脇田加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧脇田漁業協同組合の地区	小型一般漁業
藍島加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧藍島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
脇之浦加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧脇之浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業
馬島加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業

に、

改める。

福岡県告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
樋ノ口川	久留米市田主丸町森部、田主丸町石垣及びうきは市吉井町鷹取（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
水船谷川	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
泉川	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
森部川	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
川原川 - 3	久留米市田主丸町石垣（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
川原川 - 2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
川原川 - 1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
石垣川1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
石垣川2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
筋違川	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
三日谷川1	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
三日谷川2	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流

筋違川左支川	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
東本川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
東本川左支川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
益生田川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
西本川	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
八幡川	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
八幡川左支川	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
森山川1	久留米市田主丸町地徳及び田主丸町益生田（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
森山川2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
冷水川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
薬師川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
善院川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
湯の口川	久留米市田主丸町地徳及び田主丸町竹野（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
大慶寺川	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地徳（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
千ノ尾川	久留米市田主丸町竹野（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
竹野川1	久留米市田主丸町竹野（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流

竹野川2	久留米市田主丸町竹野（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
七夕川 - 1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中尾（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
七夕川 - 2	久留米市田主丸町中尾及び田主丸町竹野（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
隈川	久留米市田主丸町中尾（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
小屋川	久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃林（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
平川	久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃林（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
森部(a)	久留米市田主丸町森部（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
森部(b)	久留米市田主丸町森部（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大井	久留米市田主丸町石垣（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二田区 - 3	久留米市田主丸町石垣（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二田区 - 4	久留米市田主丸町石垣（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二田区 - 2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二田区 - 1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
善院 - 1	久留米市田主丸町地徳（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
善院 - 2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂所 - 2	久留米市田主丸町竹野（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

堂所 - 3	久留米市田主丸町竹野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂所 - 1	久留米市田主丸町竹野（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂所 - 4	久留米市田主丸町竹野（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
隈(b)	久留米市田主丸町中尾（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
隈(a)	久留米市田主丸町中尾（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
地徳	久留米市田主丸町地徳（別紙図面50に示す区域のとおり）	地すべり

備考 別紙図面1から50までは、省略し、その図面を福岡県土木整備部砂防課、福岡県久留米土木整備事務所及び久留米市役所（本庁舎及び田主丸総合支所）に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
樋ノ口川	久留米市田主丸町森部、田主丸町石垣及びうきは市吉井町鷹取（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

水船谷川	久留米市田主丸町森部（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
森部川	久留米市田主丸町森部（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
川原川 - 3	久留米市田主丸町石垣（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
川原川 - 2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
川原川 - 1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
石垣川1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
石垣川2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
筋違川	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
三日谷川1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
三日谷川2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
東本川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり

東本川左支川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
益生田川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
西本川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
八幡川	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
八幡川左支川	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
森山川1	久留米市田主丸町地徳（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
森山川2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
冷水川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
薬師川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
善院川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
湯の口川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり

大慶寺川	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地徳（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
千ノ尾川	久留米市田主丸町竹野（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
竹野川1	久留米市田主丸町竹野（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
竹野川2	久留米市田主丸町竹野（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
七夕川 - 1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中尾（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
七夕川 - 2	久留米市田主丸町中尾（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
隈川	久留米市田主丸町中尾（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
小屋川	久留米市田主丸町中尾（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
平川	久留米市田主丸町中尾（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
森部(a)	久留米市田主丸町森部（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
森部(b)	久留米市田主丸町森部（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり

大井	久留米市田主丸町石垣（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
二田区 - 3	久留米市田主丸町石垣（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
二田区 - 4	久留米市田主丸町石垣（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
二田区 - 2	久留米市田主丸町石垣（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
二田区 - 1	久留米市田主丸町石垣（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
善院 - 1	久留米市田主丸町地徳（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
善院 - 2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
堂所 - 2	久留米市田主丸町竹野（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
堂所 - 3	久留米市田主丸町竹野（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
堂所 - 1	久留米市田主丸町竹野（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
堂所 - 4	久留米市田主丸町竹野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり

隈(b)	久留米市田主丸町中尾（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
隈(a)	久留米市田主丸町中尾（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から47までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県久留米県土整備事務所及び久留米市役所（本庁舎及び田主丸総合支所）に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第686号北九州都市計画道路事業3・2・6号5号線及び3・2・61号11号線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成11年2月24日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第686号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年7月福岡県告示第1291号北九州都市計画道路事業1・4・5号戸畑大谷線（尾倉出入口）の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のよ

うに告示する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業1・4・5号枝光大谷線(尾倉ジャンクション)

2 事業施行期間

平成19年7月2日から平成26年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成19年7月福岡県告示第1291号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成19年7月福岡県告示第1291号の事業地に同じ

福岡県告示第430号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字毛後寺2665番8及び2665番10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡久山町大字久原2558-1

有限会社 ひさやま

代表取締役 今奈良 幸人

福岡県告示第431号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩岐志字岩野1503番1、1503番16及び1503番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区美和台6-20-1

大村 健二 大村 玲子

福岡県告示第432号

福岡市麦野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
米倉 博	福岡市博多区麦野5丁目11番11号
中牟田 重五郎	" " 板付7丁目9番45号
城戸 肇	" " 麦野5丁目8番20号
渡邊 良一	" " " 4丁目12番10号
米倉 薫	" " " 5丁目11番23号

2 退任監事

氏名	住所
城戸 昇	福岡市博多区麦野5丁目8番43号
藤 勝重	" " 板付7丁目8番20号

3 就任理事

氏名	住所
城戸 肇	福岡県博多区麦野5丁目8番20号
米倉 薫	" " " 5丁目11番23号

藤 勝 剛	" "	麦野 6 丁目24番14号
藤 善 行	" "	南八幡町 2 丁目 7 番 7 号
中牟田 重 隆	" "	板付 7 丁目 9 番22号

4 就任監事

氏 名	住 所
藤 勝 重	福岡市博多区板付 7 丁目 8 番20号
村 上 雅 敏	" " 麦野 5 丁目21番27号

福岡県告示第433号

川崎町下安宅土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年 3 月11日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
中 山 正 則	田川郡川崎町大字安真木1338番地
長 野 守 城	" " " 3215番地

福岡県告示第434号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年 3 月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	解 散 認 可 年 月 日
中山間諫山土地改良区	平成23年 3 月 2 日

福岡県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月11日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	浮 羽 草 野 線 久 留 米	前	久留米市田主丸町竹野243番 8 先から 久留米市田主丸町竹野1877番 2 先まで	6.1 ~ 10.0	305.0
			後	同上	10.5 ~ 16.3	305.0

福岡県告示第436号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 3 月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成23年 2 月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人糸島母と子のサポートセンター

(変更後) 特定非営利活動法人ドゥ・イット・マイヘルス

(2) 代表者の氏名

山邊 悦弘

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区長丘3丁目6番16号

(4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、学習障害や注意欠陥多動性障害といった発達障害をもつ子どもたちのために、子どもの育成に関わる地域の人々が正しい知識と理解を深めるための啓発活動や、子どもたちの発達成長を支援する活動、障害児の子育ての悩みをもつ保護者たちの相談や支援を行う活動を、行政・医療・教育機関との連携をとりながら総合支援することにより、家庭や社会が子どもを育成する機能の向上、すべての子どもたちの健全な心の成長および明るい幸せな未来社会の実現に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、すべての人々に対し、「健康は自分でつくるもの」をテーマに、自分で出来る心身の健康法、伝統的民間療法の情報提供、講習会等を行い自立した心身の健康維持・増進を図り病気の予防、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直 方	一般 国道	200 号	前	鞍手郡小竹町大字勝野 2349番6先から 鞍手郡小竹町大字勝野 2349番8先まで	17.4 ~ 19.8	45.0
			後	同上	17.4 ~ 21.2	

福岡県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	南 関 線 大牟田北	大牟田市大字岩本2185番3先から 大牟田市大字橘928番1先まで

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地

福岡県知事（9） 第6260号	扶桑産業有限会社 代表者 平尾 成實	筑後市大字西牟田 6387 - 32
--------------------	-----------------------	-----------------------

2 聴聞期日及び場所

平成23年4月4日 午前10時

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟7階建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812 - 8577 (福岡県庁)

公告

福岡県が発行する広報紙「福岡県だより」（以下「県だより」という。）への広告掲載について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 売り渡す内容

「県だより」に広告を掲載するための紙面

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成24年5月1日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年3月29日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たすもの

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	-	A A

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(4) 福岡県内に本店又は支店、営業所等を有する者

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3102 (ダイヤルイン)

F A X 092 - 632 - 5331

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

平成23年3月11日（金）から平成23年3月25日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成23年3月28日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁 地下1階 行政13号会議室

(2) 日時

平成23年3月29日(火)午前11時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは「広告宣伝」に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第62号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年3月11日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成23年4月21日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第63号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年3月11日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年4月15日（金） 13：30～16：30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行 橋 警 察 署
平成23年4月22日（金） 13：30～16：30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑 後 警 察 署
平成23年4月27日（水） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝 倉 警 察 署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成23年3月11日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 井上澄和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収 入	負担金	7,020,371	21,897,587		222,297	304,135				
	掛金	6,669,877	11,200,819			224,314				
	特定健康診査等収入					100,597				
	組合員貸付金利息							362,721		
	受託商品手数料								10,935	
	補助金・交付金	1,176,093			89,634	8,276		13,819		
	利息及び配当金等	478		337,664	1,081	6,764	575,869			1
	その他の収入	85,450						1,405	5,814	
	他経理から繰入金				41,000					
	前年度支払準備金	1,156,633								
	計	16,108,902	33,098,406	337,664	354,012	644,086	575,869	377,945	16,749	1
	支 出	給付金	7,459,137							
役員給与					132,544	27,812	22,165	9,059	1,655	
旅費・事務費					20,037	9,248	3,757	3,885	8	
支払利息				337,510			1,015,635	296,956	3,489	
前期高齢納付金・後期高齢、病床支援金		5,200,895								
老人・退職者拠出金、介護納付金		1,412,294								
連合会払込金		198,969						29,598		
連合会拠出金		551,891								
連合会分担金						240				
負担金払込金・掛金払込金			33,098,406							
事務費負担金払込金					98,774					
厚生費（保健事業）						571,204				
特定健康診査等費						20,947				
その他の支出		10,697		154	50,233	23,893	6,666	27,787	7,748	
他経理へ繰入金		41,000								
次年度支払準備金	1,160,053									
計	16,034,936	33,098,406	337,664	301,588	653,344	1,048,223	367,285	12,900	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	73,966	0	0	52,424	△ 9,258	△ 472,354	10,660	3,849	1	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	1,794,253	1,797,944	676,556	703,891	2,437,333	11,878,726	486,987	395,459	513
	固定資産			12,430,145	15,897	10,027	61,618,986	12,548,161		
資産合計		1,794,253	1,797,944	13,106,701	719,788	2,447,360	73,497,712	13,035,148	395,459	513
負債	流動負債	648,074	1,797,944		8,341	11,603	69,814,249	147	2,804	
	固定負債	1,160,053		13,106,701	355,403	62,485	57,645	11,839,591	280,341	
	負債合計	1,808,127	1,797,944	13,106,701	363,744	74,088	69,871,894	11,839,738	283,145	0
資本	資本剰余金									
	利益剰余金(欠損金)	△ 13,874			356,044	2,373,272	3,625,818	1,195,410	112,314	513
	資本合計	△ 13,874	0	0	356,044	2,373,272	3,625,818	1,195,410	112,314	513
負債・資本合計		1,794,253	1,797,944	13,106,701	719,788	2,447,360	73,497,712	13,035,148	395,459	513